

事業譲渡等による特別非課税貯蓄額に関する移管申告書（特別マル優用）の記載要領等

- 1 この申告書は、販売機関の事業譲渡・合併・分割又は店舗の新設・廃止・業務を行う区域の変更により、障害者等の少額公債の利子所得等の非課税制度の適用を受けている公債が新店舗に移管された場合に、新店舗の営業所等の長は、遅延なく、所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「原店舗の営業所等」及び「新店舗の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の所在地等を記載してください。
 - (2) 「移管年月日」欄に、その日付を記載してください。
 - (3) 「個人番号」、「住所」、「氏名」、「生年月日」、「特別非課税貯蓄申告書の提出年月日」、「最高限度額」及び「障害者等に該当する事実」欄に、各貯蓄者の情報を記載してください。